



39 昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日 官 執

第7498号

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日 官 報

第7498号 38

二 倉荷証券毎月発行高、回收回高、  
月末流通高報告書（第四号様式に  
よる。）

三 每事業年度末の財産目録、貸借  
対照表、損益計算書、損益処分表  
及び事業報告書

（臨時報告書の提出）

(報告等を命じ得る行政官庁)  
第五條 組合法第七十一條第四項(同法第七十七條第四項において準用する場合を含む。)において準用する倉庫業法(昭和十年法律第四十一号)第八條第一項の行政官庁は、運輸大臣及び海運局長又は陸運局長とする。(身分を示す証票)

木 定温装置を有する倉庫にて  
ては常時表定温度が維持できること。  
二 業務規則  
イ 第一條第一項第二号に掲げ  
事項が明確に規定されていること。

二 第一條第二項第四号イ及びロに掲げる書類（合併によつて成立した組合にあつては第一條第二項第五号イに掲げる書類）  
(倉荷証券発行の許可等の告示)

二 倉荷証券の発行を許可し、又は  
その許可を取り消したときにある  
てはその年月日

三 倉荷証券の発行の停止を命じた  
ときにはその年月日及び停止  
期間

四 前條第一項の届出を受けたとき

件その他重大な事実が発生したとき。

2 前項の報告書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

一 組合の名称又は住所を変更したときは登記簿の抄本

二 定款を変更したときは新旧定款の写

三 代表役員を変更したときはその履歴書

が講じてあること。

ハ 倉庫の立地條件及び保管物品の性質に応じ、へい、さく、照明裝置又は非常ベルを整備する等有効な盜難防止措置が講じてあること。

ニ 倉庫の立地條件及び保管物品の性質に応じ、風水害、ぬれ損、鼠害等に対して有効な防止措置が講じてあること。

一 承継組合及び被承継組合の名  
及び住所

二 承継する保管事業の範囲

三 承継を必要とする理由

四 承継の時期

2 前項の届出書には、左に掲げる類を添附するものとする。

（注意）

- 一 事業所ごとに作成すること。
- 二 「保管室內訳」は、定温装置を有する倉庫に限り記載すること。
- 三 「面積又は容積」は、定温装置を有する倉庫にあつては立坪で、その他あつては平面坪で表示すること。
- 四 「構造の概要」は、次の例により各棟毎に記載すること。  
例：鉄筋コンクリート造地階共五階建、煉瓦造石綿スレートふき平家建  
木骨モルタル塗瓦ふき平家建
- 五 定温装置を有する倉庫にあつては最低表定温度を記入すること。

二 倉荷証券毎月発行高、回収高、月末流通高報告書（第四号様式による。）

三 每事業年度末の財産目録、貸借対照表、損益計算書、損益処分表及び事業報告書

（臨時報告書の提出）

第四條 倉荷証券発行の許可を受けた組合は、左の各号の一に該当する場合においては、その旨を記載した臨時報告書正副二通を、遅滞なく当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する海運局長又は陸運局長を経由して運輸大臣に提出するものとする。

一 組合の名称又は住所を変更したとき。

二 定款中組合の地区、事業、組合員若しくは会員の資格又は出資に関する事項について変更したとき。

三 倉庫附属設備を新設し、若しくは増設したとき又は既設のものに重大な変更を加えたとき。

四 保管事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止したとき又は休止した保管事業の全部若しくは一部を開始したとき。

五 代表役員を変更したとき。

（報告等を命じ得る行政官庁）

第五條 組合法第七十一条第四項（同法第七十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する会庫業法（昭和十年法律第四十一号）第八條第一項の行政官庁は、運輸大臣及び海運局長又は陸運局長とする。

（身分を示す証票）

第六條 組合法第七十一條第四項（同法第七十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する会庫業法第八條第二項の証票は第五号様式による。

（倉庫の構造及び設備等の基準）

第七條 組合法第七十一條第四項（同法第七十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する会庫業法第九條第一項各号に規定する基準は、左の通りとする。

一 倉庫の構造及び設備

イ 倉庫の立地條件及び保管物の性質に応じ、適當な強度を有すること。

ロ 倉庫の立地條件及び保管物の性質に応じ、耐火構造若し、は防火構造を有し、又は消火器

ホ 定温装置を有する倉庫にて、  
ては常時表定温度が維持できること。  
二 業務規則  
イ 第一條第一項第二号に掲げ  
事項が明確に規定されていること。  
ロ 寄託者又は倉荷証券所持人の  
利益を不当に害するおそれのお  
いこと。  
ハ 不当に受託者の責任の軽減を  
図つていないこと。  
ニ 保管事業の健全な経営を害す  
るおそれのこと。  
三 料金表  
能率的な經營の下における適  
な原価を考慮し、別に告示する  
金を標準とするものであること。  
(合併による権利義務の承継の届出  
定により倉荷証券発行の許可に基  
権利義務を承継した組合は、当該  
併後遅滞なく左の事項を記載した  
荷証券発行許可承継届出書正副二  
を當該組合の主たる事務所の所在

41 昭和27年1月8日 火曜日 官 菅

第7498号

告示

電波監理委員会告示第四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。  
昭和二十七年一月八日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 び番号 承認の年月日及 昭和二十六年十二月二十四日 第一三一九号

二 承認を受けた者 無線局の種別

電波監理委員会 特別業務の局

四 無線局の目的 ウルシグラムの通報を行うため、特別業務を行う。

五 通信事項 電波じよう乱、電離層、太陽面現象、太陽コロナ、太陽電波、地球磁界及び宇宙線に関する事項

六 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日

七 設置場所 東京都北多摩郡小金井町小金井新田 北緯三十五度四二分

八 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 JJD ((注一) A一八、〇〇〇 kHz 水晶発振 3 kW

九 空中線の型式及 ダブレット び構成

十 運用許容時間 常時

十一 その他 (注二)の周波数の使用は、午後八時から午前六時までに限る。

(注二)の周波数の使用は、晝間に限る。

十二 電波監理委員会告示第五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年一月八日

電波監理委員会委員長 富安 謙次

一 び番号 昭和二十六年十一月十七日 第二〇七〇号

二 免許人の名称 中部日本放送株式会社

三 無線局の種別 陸上移動局

四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務を行う。

五 通信の相手方 中部日本放送株式会社

六 無線局の種別 陸上移動局

七 通信事項 放送番組、取材ニュース及びその他の連絡事項

八 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務を行う。

九 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十一 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十二 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十三 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十四 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十五 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十六 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十七 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十八 通信の相手方 中部日本放送株式会社

十九 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十一 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十二 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十三 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十四 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十五 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十六 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十七 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十八 通信の相手方 中部日本放送株式会社

二十九 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十一 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十二 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十三 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十四 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十五 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十六 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十七 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十八 通信の相手方 中部日本放送株式会社

三十九 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十一 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十二 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十三 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十四 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十五 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十六 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十七 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十八 通信の相手方 中部日本放送株式会社

四十九 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十一 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十二 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十三 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十四 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十五 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十六 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十七 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十八 通信の相手方 中部日本放送株式会社

五十九 通信の相手方 中部日本放送株式会社

六十 通信の相手方 中部日本放送株式会社

六十ー 通信の相手方 中部日本放送株式会社

六十ニ 通信の相手方

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日 宣 報

第7498号 40

第四号樣式

## 倉荷証券毎月発行高、回收高、月末流通高報告書

(注意)

- 1.事業所ごとに作成すること。
  - 2.火災保険に附していない受寄物があるときは、その件数、数量及び金額を各欄に括弧を附して再掲すること。
  - 3.証券の分割、合併、更交付その他変換を行なったときは、証券の発行及び回収があつたものとみなして計上すること。

第 号		
年	月	日發行
官職 氏 名		
中小企業等協同組合法第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第二項の規定による検査員の証		
年	月	日まで有効
運輸大臣(海運局長又は陸運局長) ㊞		
(裏面)		
(倉庫業法抜すい)		
第八條 行政官庁必要アリト認ムルトキハ倉庫営業者ニ対シ其ノ業務ニ関スル報告ヲ命ジ 又ハ当該官吏ヲシテ倉庫営業者ノ業務及設備ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得 前項ノ規定ニ依リ臨検ヲ為ス場合ニ於テハ当該官吏ハ其ノ身分ヲ證明スペキ証票ヲ携帶 スペシ		
第一項ノ検査ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解釈スペカラズ (中小企業等協同組合法抜すい)		
第一百四條 第七十一條第四項において準用する倉庫業法第八條第一項の規定による報告 をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第七十一條第四項において準用する倉庫業法第 八條第一項若しくはこの法律第百四條第三項、第百五條第二項若しくは第百五條の二第 二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処す る。		



帳六反二十二歩の内見込十一歩)  
以上島根県簸川郡大社町長広瀬正  
一の申請に係るものであつて、防風  
林の必要が消滅したものと認めるも  
の。

六、島根県安濃郡朝山村大字仙山字向  
ノ廻一六五一ノ四(但し、台帳三畝九  
歩の内見込二畝九歩)

以上島根県安濃郡朝山村長島林周  
平の申請に係るものであつて、魚つ  
き林の必要が消滅したものと認める  
もの。

七、島根県浜田市大字浅井字古城山一  
四五六ノ一。(但し、台帳十一町五反  
五畝十六歩の内見込六反一畝三歩)  
以上島根県浜田市長岡本俊人の申  
請に係るものであつて、風致林の必  
要が消滅したものと認めるもの。

八、島根県那賀郡江津町大字郷田字星  
島一〇八八(但し、台帳四畝二歩の  
内見込九歩)、一〇八八ノ一(但し、  
台帳七反五畝十歩の内見込八畝八  
歩)

九、島根県那賀郡江津町大字郷田字星  
島一〇六九(但し、台帳四畝歩の内  
見込二畝二十歩)、字後浜一〇八四  
(但し、台帳七反七畝二歩の内見込五  
畝七歩)

以上島根県那賀郡江津町長藤田龍  
夫の申請に係るものであつて、防風  
林の必要が消滅したものと認めるも  
の。

十、島根県那賀郡温泉津町字櫛山イ八  
五八(但し、台帳一町八反歩の内見  
込三畝十一歩)

以上島根県那賀郡温泉津町長堀江  
浩の申請に係るものであつて、魚つ  
き林の必要が消滅したものと認める  
もの。

十一、島根県簸川郡大社町大字日御崎  
字秘台原山一四八〇ノ二(但し、台

帳二反七畝二十七歩の内見込五歩)  
以上島根県簸川地区警察署長奏敬  
吉郎の申請に係るものであつて、魚  
つき林の必要が消滅したものと認め  
るもの。

十二、島根県那賀郡浅利村字前浜二〇  
二二ノ一、二〇二四ノ一、二〇二五  
ノ一、二〇二六ノ一一〇二六ノ四、  
二〇二七ノ一、二〇二七ノ四、二〇  
二八ノ一、二〇二八ノ四、二〇二九  
ノ一、二〇二九ノ四、二〇三〇ノ一、  
二〇三〇ノ四、二〇三一ノ一、二〇  
三四ノ四、二〇三二ノ一、二〇三三  
ノ四、二〇三三ノ一、二〇三四ノ一、  
二〇三四ノ四、二〇三五ノ一、二〇三六  
三五ノ四、二〇三六ノ一、二〇三九  
ノ三、二〇三九ノ六、二〇四〇ノ一(但し、  
台帳一反九畝十歩の内見込一反一畝  
二十六歩)

以上島根県那賀郡浅利村長島田信  
博の申請に係るものであつて、防風  
林の必要が消滅したものと認めるも  
の。

十三、島根県那賀郡岡見村字大口ダ五  
一五一ノ一(但し、台帳一反四畝二  
十五歩の内見込二十九歩)  
以上米子鉄道管理局長福井福太郎  
の申請に係るものであつて、魚つき  
林の必要が消滅したものと認めるも  
の。

十四、島根県浜田市大字西村字松ヶ前  
一七九六ノ一六、字地主段一七九七  
ノ六

以上広島鉄道局浜田管理部長熊野  
正太郎の申請に係るものであつて、  
魚つき林の必要が消滅したものと認  
めるもの。

十五、島根県簸川郡平田町大字奥宇賀  
字宮ノ東一二七八(但し、台帳二反八  
畝十七歩の内見込一畝二十九歩)、  
字宮脇一二七五ノ二字彌陀ノ奥一二  
七九ノ内第一一二七九ノ内第二(但  
し、台帳三反八畝歩の内見込四畝二  
十七歩)、一二七九ノ内第五

以上島根県簸川郡平田町長木佐徳之助の申請に係るものであつて、魚つき林の必要が消滅したものと認めるもの。

十六、島根県那賀郡浅利村字東浜一四八一から一四九九まで、一五九五、一九七八ノ一、一九七九ノ一、一九八〇ノ一、一九八一ノ一、一九八二ノ一、一九八三ノ一、一九八四ノ一、一九八五ノ一

十七、島根県八束郡森山村大字福浦字福浦一四二七

以上島根県那賀郡浅利村長島田信博の申請に係るものであつて、防風宮司塩田延美の申請に係るものであつて、風致林の必要が消滅したものと認めるもの。

十八、島根県簸川郡大社町大字杵築北字サリ平三〇六四ノ二、三〇六四ノ三、字猿源氏三〇九〇ノ二、三〇九九ノ三、三〇九九ノ四、大字杵築東字中曾根三二一三ノ四、字池ノ奥三二三二ノ三

十九、島根県簸川郡大社町農地委員会長伊藤昂の申請に係るものであつて、風致林の必要が消滅したものと認めるもの。

二十、島根県簸川郡大社町農地委員会長伊藤昂の申請に係るものであつて、魚つき林の必要が消滅したものと認めるもの。

二十一、島根県安濃郡朝山村大字朝倉字西山谷一七七八ノ二

以上島根県安濃郡朝山村農地委員会長大倉利吉の申請に係るものであつて、魚つき林の必要が消滅したものと認めるもの。

二十一、島根県八束郡御津村字室津二  
○三六(但し、台帳五反十八歩の内実  
測四畝五歩)

以上島根県八束郡御津村漁業協同  
組合長岸啓之助の申請に係るもので  
あつて、魚つき林の必要が消滅した  
ものと認めるもの。

二十二、島根県那賀郡岡見村字ナメラ  
カ峰五一九九ノ一

以上島根県那賀郡岡見村長藤村八  
右衛門の申請に係るものであつて、  
魚つき林の必要が消滅したものと認  
めるもの。

二十三、島根県美濃郡鎌手村大字西平  
原字松島一五二五ノ三、一五六ノ  
二、一五三八ノ二、一五四〇ノ三、  
一五四七ノ内第一、一五四七ノ内第  
二、一五四七の内第三、字福湯原一  
五五二

以上島根県美濃郡鎌手村長岩田壽  
男の申請に係るものであつて、魚つ  
き林の必要が消滅したものと認める  
ものと認めるもの。

二十四、島根県周吉郡布施村大字布施  
字淨土七八、七九、字先淨土八一、  
八二

以上島根県周吉郡布施村農地委員  
会長山口常賀の申請に係るものであ  
つて、魚つき林の必要が消滅したも  
のと認めるもの。

二十五、島根県知夫郡浦郷町字フクマ  
ハリ三六八二(但し、台帳四反一畝  
九歩の内見込六畝歩)

以上島根県知夫郡浦郷町農地委員  
会の申請に係るものであつて、魚つ  
き林の必要が消滅したものと認める  
もの。

叙任及び辞令

○内 閣

○昭和二十六年十二月六日

蜂谷 一男

従六位に叙する

○昭和二十六年十一月三十一日 総理府事務官 小畠 忠  
侍従に任命する  
一級に叙する

○昭和二十七年一月一日 判事 黒江 清  
簡易裁判所判事に任命する

山崎國務大臣附を命ずる（二十六年十二月二十六日）

○人 事 院 人事院事務官宮 孝一  
同 故蜂谷 一里 大熊 治一  
願により本官を免する

特旨を以て位記を追賜せられる（二十六年十二月二十八日）

○總 理 府 人事院事務官宮 孝一  
同 故蜂谷 一里 大熊 治一  
兼ねて管理局図書課長を命ずる（二十六年十二月三十一日）

○昭和二十六年十二月二十六日 運輸大臣秘書官 近藤篤太郎  
國務大臣秘書官に任命する

二級に叙する

○昭和二十七年一月一日 長尾 正義  
地方事務官に任命する

○各通 同 同 同  
総理府事務官 堀内 正名 橋丸 大吉  
内閣総理大臣官房総務課勤務を命ずる  
総理府技官 山崎 文男  
地方事務官 山本 重  
同 藤倉 政雄  
同 佐竹 市治  
同 宮下 雄吉  
同 地方技官 吉田 義輔  
同 市治 聰  
（各通） 同 同 同  
総理府事務官 三橋 則雄  
顧に依り本官を免する（以上二十六年  
十二月三十一日）  
総理府事務官 三橋 則雄  
十四級三号俸を給する

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日 官 報

同上  
昭り金に九森鳥

以上島根県美濃郡益田町大字中須  
又賀政雄の申請に係るものであつ  
て、防風林の必要が消滅したものと  
認めるもの。

---

和具

47 昭和27年1月8日 火曜日 官報

六、	中古タオル	一枚
七、	古地下袋	一枚
八、	赤色ネクタイ	一本
九、	中古パンド	一本
一〇、	中古タオル	一枚
一一、	白色子供用パンツ	一枚
一二、	古品黒色木綿ズボン	一枚
一三、	石ケン箱	一枚
一四、	白木綿ズボン下	一枚
一五、	白木綿ズボン下	一枚
一六、	タオル	一枚
一七、	メリヤスシャツ	一枚
一八、	エプロン	一枚
一九、	メリヤスシャツ	一枚
二〇、	ランニシグシャツ	一枚
二一、	カツターシャツ	一枚
二二、	ズロース	一枚
二三、	シユミーズ	一枚
二四、	バソツ	一枚
二五、	煙管	一箇
二六、	同押第一六一號（同少第九六〇號酒税法違反保護事件）	

○昭和二十四年領第六五号（昭和二四年（少）第一三一五号同）  
一、靴べラ 一箇

○昭和二十六年押第九号（昭和二六年少第三九六号窃盜保護事件）  
一、模造皮製財布 一箇

○同押第三十四号（同少第一一三三一号同）  
一、赤布製財布 一箇

○相続財産管理人選任

●本籍並びに最後の住所 埼玉県入間郡大東村大字増形四百一番地  
出生の場所 埼玉県入間郡大東村大字増形四百一番地  
出生年月日 明治二十二年七月二十八日

死亡の場所 埼玉県入間郡大東村大字増形四百一番地  
死亡年月日 昭和二十六年八月十

## ○失踪宣告の取消

解散公告（第三回）  
当漁業会は水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十三号）第一條第五項の規定により昭和二十一年九月一日解散したから当漁業会に権を有せられる方は本公告掲載の翌から二箇月以内に御申出下さい。若右期限内に御申出のない時は清算よ除斥致します。

昭和二十六年十一月一日

静岡県賀茂郡竹麻村湊一一七八  
の一  
賀茂郡南崎村長津呂五九  
賀茂郡三坂村入間一二六七  
賀茂郡三浜村子浦一五五三の二  
清算人 小久保純一郎  
清算人 山口 周甫  
清算人 鈴木兼一郎  
長津呂非出資漁業会  
清算人 子浦漁業会  
賀茂郡上河津村湯河野一四二の四  
河津川非出資漁業会  
清算人 堤 国蔵

小笠郡御前崎村三五六六の一 襟原郡御前崎村三五六六の一	清算人 横山八右衛門 御前崎漁業会
小笠郡千浜村千浜五〇九二 千浜村漁業会	清算人 收野奎右衛門 千浜村漁業会
小笠郡陸浜村浜野一三三八の二 陸浜村漁業会	清算人 岩倉 章夫 陸浜村漁業会
小笠郡横須賀町横須賀一四六五 横須賀町漁業会	清算人 神谷 千壽 横須賀町漁業会
磐田郡福田町福田五一六三 福田町漁業会	清算人 大石文一郎 福田町漁業会
磐田郡於保村大原二八七九の二 於保村漁業会	清算人 宮本 梅松 於保村漁業会
磐田郡下阿多古村上野一七三の二 阿多古川非出資漁業会	清算人 坪井 雄 阿多古川非出資漁業会
磐田郡浦川町浦川二七三六の一 浦川町非出資漁業会	清算人 三輪 直助 浦川町非出資漁業会
浜松市寺脇町一一二〇 白脇漁業会	清算人 杉山與三郎 白脇漁業会

第7498号

○同押第一三一號(同少第七二八號同)  
一、ナイロン製赤色財布 一箇  
二、鮫皮製財布 一箇  
三、牛皮製財布 一箇  
四、現金 八千三百円

○同押第一三三號(同少第七五六號同)  
物收受保護事件

一、ボールペン 一箇

○同押第一三八號(同少第八〇〇號同)  
盜保護事件

一、白色ランニングシャツ 一枚

広島家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年領第一九八号(昭和二六年(少)第一八七四、一八七五号窃盜保護事件)

一、買物籠 一箇

一、手提袋 一箇

○同領第一二〇号(同(少)第一一〇一、一一〇二、一一〇三、一二一三号同)

右昭和二十六年(家)第三〇〇四号相続財産管理人選任申立事件について利害関係人埼玉県入間郡大東村大字南大塚五十九番地堺フサエの申立により左の者を右被相続人の財産管理人に選任する。

埼玉県入間郡大東村大字豊田本八百七十六番地 橋本 高次  
昭和二十六年十一月三十日  
浦和家庭裁判所川越支部

正直大手筋  
解散公告(第三回)  
当会社(島田油脂工業株式会社)は昭和二十六年十一月三十日臨時株主総会に依り解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若し上記期間内に御申出の無い時は清算より除斥致します。  
昭和二十六年十二月二十八日  
長崎市広馬場町三番地  
島田油脂工業株式会社  
清算人 島田 稔

熱海市伊豆山五七九の四	伊豆山漁業会
熱海市熱海九七六	熱海漁業会
熱海市初島一八	清算人 小磯 秀吉
沼津市獅子浜二四三の一	清算人 山田 強一
駿東郡原町原一三九〇の一	清算人 原川千代藏
原町漁業会	静浦漁業会

昭和27年1月8日 火曜日

十一級三号俸を給する	科学技術行政協議会幹事を命ずる
総理府技官 山田善一郎	同 吉田健一郎
十一級二号俸を給する	科学技術行政協議会幹事を免する
総理府事務官 千ヶ崎英三	地方事務官 長尾 正義
同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同
矢野 幸臣	九級七号俸を給する
瀬尾 類治	北海道勤務を命ずる(以上一月一日)
富永 光雄	○公正取引委員会
円尾 政一	総理府事務官 渡辺 栄
稻本 皆木	願に依り本官を免する(一九六六年十二月三十日)
中島 治平	同
忠次 基	同
高 健次	同
○法務府	同
屋代区検察庁 内重平	同

# 法務府公告

神戸市須磨区須磨三丁目五番地  
彌市郎から神戸市長田区庄田町二丁目  
四番地東洋化学工業所工場に属する土  
地建物機械器具に対し工場財団組成の  
ため所有権保存登記の申請があつたか  
ら右財団に属する動産について権利を  
有する者又は差押、仮差押若しくは仮  
処分の債権者はこの公告掲載の日から  
三十二日以内にその権利を当庁に申出  
られたい。  
但し、工場財団に属するものの目  
録は当庁に備付てあるから関係者の  
閲覧に供する。  
昭和二十七年一月八日  
神戸地方法務局兵庫出張所

新潟家庭裁判所長岡支所  
左記押收物について少年法第十五條、  
刑事訴訟法第四百九十九條によつて公  
告する。

○昭和二十六年押第三九号（昭和二六  
年少第三三六号赃物收受保護事  
件）マフラ一枚

松江家庭裁判所  
左記押收物について少年法第十五條、  
刑事訴訟法第四百九十九條によつて公  
告する。

○昭和二十六年押第五一号（昭和二六  
年少第一七二号窃盜保護事件）

十三級四号俸を給する	同	村田八千穂
十二級五号俸を給する	總理府技官 友安 亮一	總理府事務官 城谷 千尋
十二級四号俸を給する	鶴飼肥佐男 村松 伍郎	鶴飼肥佐男 村松 伍郎
(各通)	同 同	大竹 民陟
十二級三号俸を給する	山谷 貞一	山谷 貞一
十二級二号俸を給する	同	同
十一級特に一万四百円を給する	中山 照夫	中山 照夫
(各通)	同 同	林 金子
十一級六号俸を給する	總理府技官 中山 照夫	總理府事務官 橋丸 大吉
十一級五号俸を給する	堀内 正名	堀内 正名
(各通)	同 同 同	佐野 小門太 小林 正雄
十一級四号俸を給する	阿部 麻野 武夫	阿部 麻野 清一 武夫
十一級四号俸を給する	同	佐藤嘉右工門

熊本地方検察 山根 静壽	福岡地方検察 庁検事 檀事	熊本地方検察 庁検事 野田 英男
熊本地方検察 庁検事に補する	熊本地方検察 庁検事に補する	熊本地方検察 庁検事に補する
熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する	熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する	熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する
熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する	福岡地方検察 庁検事 檀事	福岡地方検察 庁検事 檀事
熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する	田中 誠一	田中 誠一
熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する	福岡地方検察 庁検事 檀事	福岡地方検察 庁検事 檀事
熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する	向山 生一	向山 生一
熊本地方検察 庁八代支部勤務を免する	福岡地方検察 庁小倉支部勤務を命ずる	福岡地方検察 庁小倉支部勤務を命ずる
熊本地方検察 庁八代支部勤務を命ずる	(以上二十六年十二月二十七日)	(以上二十六年十二月二十七日)
熊本地方検察 庁八代支部勤務を命ずる	昭和二十七年一月八日	昭和二十七年一月八日
熊本地方検察 庁八代支部勤務を命ずる	○公益事業委員会事務局北陸支局公告(第 ○公益事業令(昭和二十五年政令第三百四 による聽聞を左記の通り行う。	○公益事業委員会事務局北陸支局公告(第 ○公益事業令(昭和二十五年政令第三百四 による聽聞を左記の通り行う。
件名	記	件名
一、北陸電力株式会社申請供給施設概要の変更	金津変電所の出力○○KV Aに、及び 所の出力を一八○KV Aにそれぞれ増加す 武生変電所の出力○○KV Aに増加す	金津変電所の出力○○KV Aに、及び 所の出力を一八○KV Aにそれぞれ増加す 武生変電所の出力○○KV Aに増加す
二、同	右	二、同

# 官 庁 事 项

○ 郵 政 省

郵便振替貯金加入者除名 次の郵便振替貯金の加入者は、郵便振替貯金法第五十六条第一項の規定によつて、昭和二十六年十二月二十日限り、加入承認を取り消された。

口座番号 熊本一一八七番  
加入者住所 熊本坪井局区内健軍町六〇〇〇肥後更生会内  
同 氏名 ソ連抑留同胞帰還促進  
熊本県本部 代表者  
有働清松

第一号  
四十三号)第六十條第一項第二号の規定

公益事業委員会事務局北陸支局長

要旨

期日

聴聞の場所

聴聞の場所

を一七、五  
○鯖江変電  
○○○KV

昭和二十一  
七年一月  
二十二日  
午後一時  
する。  
を四二、六  
右終了後 同 右

富山市舟橋北町  
五〇番地公益事務局  
業委員会事務局  
北陸支局内

を有する者又は差押、仮差押若しくは  
假处分の債権者は本公告掲載の日より  
二十二日以内に其の権利を当庁に申出  
られたい。

但し、右財団に属すべきものの目  
録は当庁に備付てあり関係者の閲覧  
に供する。

昭和二十七年一月八日

○工場財団変更

金沢市諸江町上丁二百九十八番地金  
沢紡織株式会社から同会社所有の金沢  
市諸江町上丁二百九十八番、三百七十  
二番、二三百九十八番の一、三百七十二番  
の一所在の工場に属する工場財団につ  
き新に機械器具を財団に属すべきもの  
として変更登記の申請があつたから同  
財団に属すべき動産に付権利を有する  
者又は差押若しくは仮处分の債権者は  
本公告掲載の日より三十二日以内にそ  
の権利を当庁に申し出られたい。

但し、工場財団に属すべきものの  
目録は当庁に備え付けてあるから閲  
係者の閲覧に供する。

昭和二十七年一月八日

金沢地方法務局

裁判所公告（●印は新料金）

71498

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日 官 報

第7493号 48

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十日

◎号外 一月八日付物価第一号四頁

解散公告(第一回)	当会社は昭和二十六年十二月十五日 内に御申出下さい。若し右期間内に御 申出のないときは清算より除斥致しま す。
昭和二十六年十二月十六日 東京都八王子市八日町七〇番地	引佐郡都田村都田三七〇三 芳川村非出资漁業会 清算人 大山長五郎
東京織維株式会社 清算人 林 学	都田川非出资漁業会 清算人 鈴木 武
昭和二十七年一月五日 群馬県碓氷郡安中町大字安中三 千四百七十三番地	浜名郡芳川村都盛八四二〇 芳川村非出资漁業会 清算人 大矢 保
安中アミューズメント株式会社 清算人 大久保金蔵 同 神谷 壽	浜名郡新津一八二一の一 新津村漁業会 清算人 鈴木喜代藏
解散公告(第二回)	当会社は株主総会の決議により解散しました ので当会社に対しても債権を有せられる 方は第一回公告掲載の日から二箇月以 内に御申出下さい。若し右期間内に御 申出のないときは清算より除斥致しま す。
昭和二十七年一月四日 岐阜県不破郡赤坂町三三五一一番 地 代表取締役 棚橋 清	浜松市新津一八二一の一 新津村漁業会 清算人 鈴木喜代藏
組織変更公告	当会社は昭和二十六年十二月二十日 の社員総会において株式会社に組織を 変更することに決議致しましたから異 議ある債権者は本公告掲載の日より二 箇月以内に御申し出下さい。
昭和二十七年一月四日 岐阜県不破郡赤坂町三三五一一番 地 代表取締役 棚橋 清	浜名郡篠原村篠原一一一三八 篠原村漁業会 清算人 鈴木喜代藏

<p>解散公告(第一回)</p> <p>当会社は昭和二十六年十二月一日の 社員総会の決議により解散しましたの で当会社に對して債権を有せられる方 は第一回公告掲載の日から二箇月以內 に御申出下さい。若し右期間内に御申 出のないときは清算より除外致しま す。</p>
<p>昭和二十七年一月五日</p> <p>東京都墨田区東西四丁目二番 地 西国ビニール産業有限会社 清算人 志村 七郎</p>
<p>解散公告(第二回)</p> <p>当会社は社会総会の決議により昭和 二十六年十二月二十五日解散したので 当会社に債権を有せられる方は本公告 第一回掲載の日から二箇月以内にその 債権の申出相成りたく右期間内にお申 出がないときは清算から除外致しま す。</p>
<p>昭和二十七年一月五日</p> <p>東京都板橋区志村前野町千百九 十九番地</p>
<p>有限会社常盤台鑄造所 清算人 若林 良治</p>
<p>解散公告(第一回)</p> <p>当会社は昭和二十六年十一月九日解 散しました。当会社に對し債権のある 方は本公告掲載の日より二箇月以内に 御申出下さい。若し右期間内に御申出 のない時は清算より除外致します。</p>
<p>昭和二十七年一月五日</p> <p>千代田区神田淡路町二の十一 (現住台東区中根岸十二近藤新 太郎方)</p>
<p>石川加工織布株式会社 清算人 石川 重次</p>
<p>解散公告(第一回)</p> <p>当会社は昭和二十六年十一月二日の 臨時株主総会決議により解散致しまし たので当社に對して債権を有せられる 方は第一回公告掲載の日から二箇月以 内に御申出下さい。若し右期間内に 御申出のないときは清算より除外致し ます。</p>
<p>昭和二十六年十二月二十九日</p> <p>東京都品川区中延一丁目三二五 番地</p>
<p>東洋証券株式会社 清算人 妻島 克義</p>

27.1.8.

1 昭和27年1月8日 火曜日

官 報 (号 外)

物価第1号 (4頁)

号外(物価第一号)



告示

昭和二十六年四月物価庁告示第百九号（昭和二十六年三月二十日付早川慎一申請による通運事業運賃料金、同割増率及び適用方の認可の件）の一部を次のように改正する。

物価庁長官 周東 英雄  
運賃料金適用号級の一號級適用駅中  
第六号の次に左を加える。  
七、下関市内所在駅  
八、門司、小倉、戸畠、八幡、若松、  
福岡各市内所在駅及び竹下、雜餉  
隈の各駅  
同一号級適用駅の第四号中「下関」  
を削る。  
同一号級適用駅の第五号中「門司、  
小倉、戸畠、八幡、若松、福岡、」及び  
「及び竹下駅」を削る。

○押收物還付公告

○昭和二十六年領第二一四号（金相用 食糧管理法違反被疑事件）	左記押収物につき刑事訴訟法第四百 九十九条により公告する。
精米 リック	一袋換価金 四千五十三円
麻紐 布袋 二袋	一枚
風呂敷 南京袋 一袋	二袋
紙袋 四袋	一袋
○昭和二十四年領第一二六号（館下京 外二名窃盜事件）	宮古区検察庁 左記押収物につき刑事訴訟法第四百 九十九条により公告する。
竹籠 一箇	
○昭和二十六年領第一〇八号（被疑者 不明食糧管理法違反事件）	七一号（被疑者 不明食糧管理法違反事件）
換価金 千九百三円六十錢	
竹製背負籠 一個	
布袋 一枚	
○昭和二十六年保第一〇八号（被疑者 不明食糧管理法違反事件）	七一号（被疑者 不明食糧管理法違反事件）

二一〇三二一〇四三二一〇二一〇三二一〇三二一〇三二一〇三二一〇四三	、同、同、同、同、同、同、同、同、同、同、同、同
風換領竹布換領風紙紐換領布鞄換領布袋風倅第	タオル 布風呂袋
呂倅第籠袋倅第呂袋	金四八
敷金四	敷
七一二	一枚
二八三	一枚
枚百号	一枚
九十三	一枚

# 外語世界

MR 27.1.8.

3 昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日

官 報 (号 外)

物価第1号

昭和 27 年 1 月 8 日 火曜日 官

官 報 (号 外)

物価第1号

# 外号伍伍物

明治三十一年三月三十一日第二種郵便物認可